

## 19 年度更新よくある質問

- Q1.** 一般拠出金の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。

A. 切り捨てになります。

**Q2.** 24年度確定計算をしたところ不足額が発生し、25年度概算保険料と合計すると20万円を超えます。概算保険料のみですと20万円未満ですが延納できますか。

A. 延納することはできません。概算保険料額が20万円以上の場合のみ、延納可能となります。(P.13参照)

**Q3.** 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。

A. Q4の領収済通知書(納付書)の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印を押す必要はありません。

**Q4.** 領収済通知書の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。

A. 納付額の訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。新しい領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署及び労働局に用意してあります。なお、他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。(P.13参照)

**Q5.** 事業主(事業)の名称・所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の②事業主(②事業)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか、また、領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。

A. 移転先の新しい所在地(名称)をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」を、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」をご提出ください。(P.29参照)  
(なお、印字されている所在地は、登録されている「事務所」の所在地です。)

**Q6.** 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。

A. 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただかず、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。  
(下記URLもしくは「労働保険関係様式」で検索してください。)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

**Q7.** 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。

A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターにご提出(郵送でも可)ください。

**Q8.** 還付額があるときはどうしたらいいのですか。

A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局へご提出ください。

**Q9.** もっと詳しく知りたいときはどうしたらいいのですか。

A. 労働局または最寄りの労働基準監督署の労働保険担当窓口等でご相談ください。